

9月補正予算について（教育部・文化部（補助執行分））

新しい公共の場づくりのためのモデル事業

- 1 事業名 旧片浦中学校“食とエネルギーの地産地消”プロジェクト
- 2 実施主体 NPO法人子どもと生活文化協会、小田原市、小田原市教育委員会等
- 3 テーマ 旧片浦中学校（2010年廃校）を、「食とエネルギーの自給」についての学びと実践の場とする。地域住民と市民が自然エネルギー設備を製作、校内に設置、利活用。また耕作放棄地を再利用して体験農園を作る。多様な担い手が協働することでより効果的な成果をうみだす仕組みを構築し、片浦地区が持続可能な社会のモデル地域となることを目指す。

●主な事業の内容

〈日程〉 平成23年10月～平成25年3月

〈場所〉 小田原市根府川 旧片浦中学校 〈プログラム内容〉

① “食とエネルギーの地産地消” 学びと実践の場づくり

自然エネルギー設備の自作、利活用

・太陽光パネル、太陽熱温水器の製作

自然浄化システムの自作、利活用

・コンポストトイレ、バイオガスプラントの製作

循環型農園づくり

・パーマカルチャー農園づくり

② 人とのつながり・出会いづくり

様々なワークショップ、イベント、宿泊体験合宿の実施

③ 地域住民が継続的に自主的に運営していけるしくみづくり

地域ファシリテーターの育成

・オーラルヒストリー調査を活用した新しい地域づくり

④ 会議体（行政・民間・企業・地域住民他）の意識や情報の共有化と、それぞ

れの持ち味を生かし、発展させていく運営のしくみづくり

・会議の開催方法の工夫

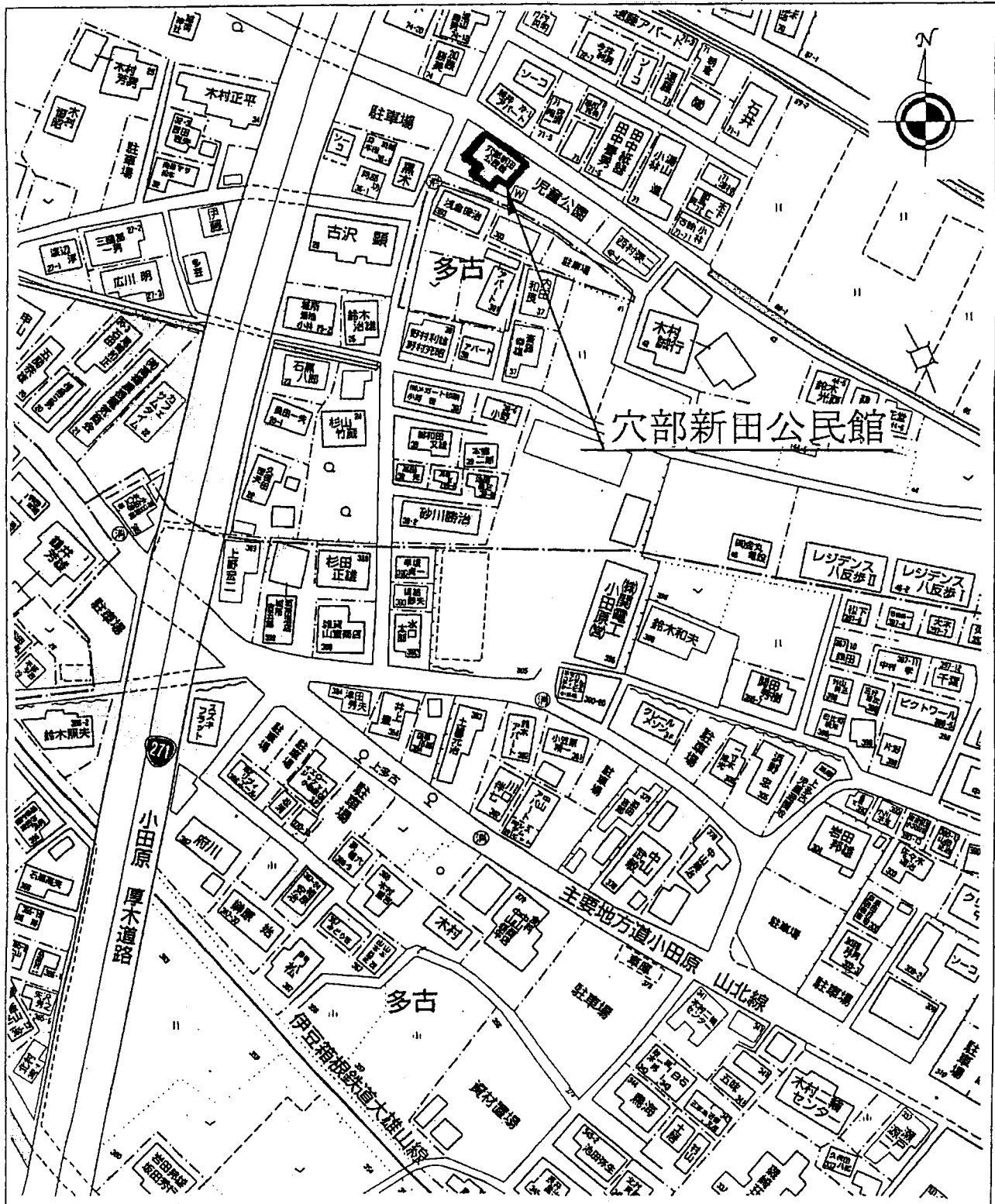
・情報共有の工夫

・片浦中学校内に進行状況等わかる場所づくり

穴部新田公民館建設費補助金について

地区公民館名	穴部新田公民館
自治会名	穴部新田自治会
代表者名	自治会長 吉田 芳夫
対象世帯数	119世帯（平成22年9月1日現在）
建築場所	小田原市穴部新田42-7
建物の種別・構造	建替え・木造平屋建
床面積	74.94㎡
補助の内容 財 源 財団法人 自治総合センター 平成23年度コミュニティ助成事業 コミュニティセンター助成事業 ※本助成金を全額充当し、市負担はない。 助成基準 対象となる総事業費の5分の3以内に相当する額。ただし、 1,500万円を限度とする。 助成事業 の概要 コミュニティの健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報事業 を行うことを趣旨として、住民の行う自主的なコミュニティ活動を 積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に 応じた機能を有する多目的な総合施設（コミュニティセンター・自 治会集会所等）の建設整備に対し助成する。	

穴部新田公民館 位置図



松永記念館改修基本設計等業務（案）について

1 業務の概要

松永記念館は、老樗^{らうしゅ}荘^{すゐ}・葉雨^{はふ}庵^{あん}等の歴史的建造物や松永耳庵^{みみあん}の作庭になる趣き深い庭園を有する点で、市民・観光客らの回遊・交流拠点等として、社会教育施設の枠にとどまらない、より幅広い活用が可能な施設である。

また、本館は建設後 52 年、葉雨庵も移築後 25 年が経過するなど、総体として施設の老朽化が進むとともに、庭園を含め、創建当初の原型に変更が加えられている部分も少なくないことから、計画的な復元や改修等が必要な状況となっている。

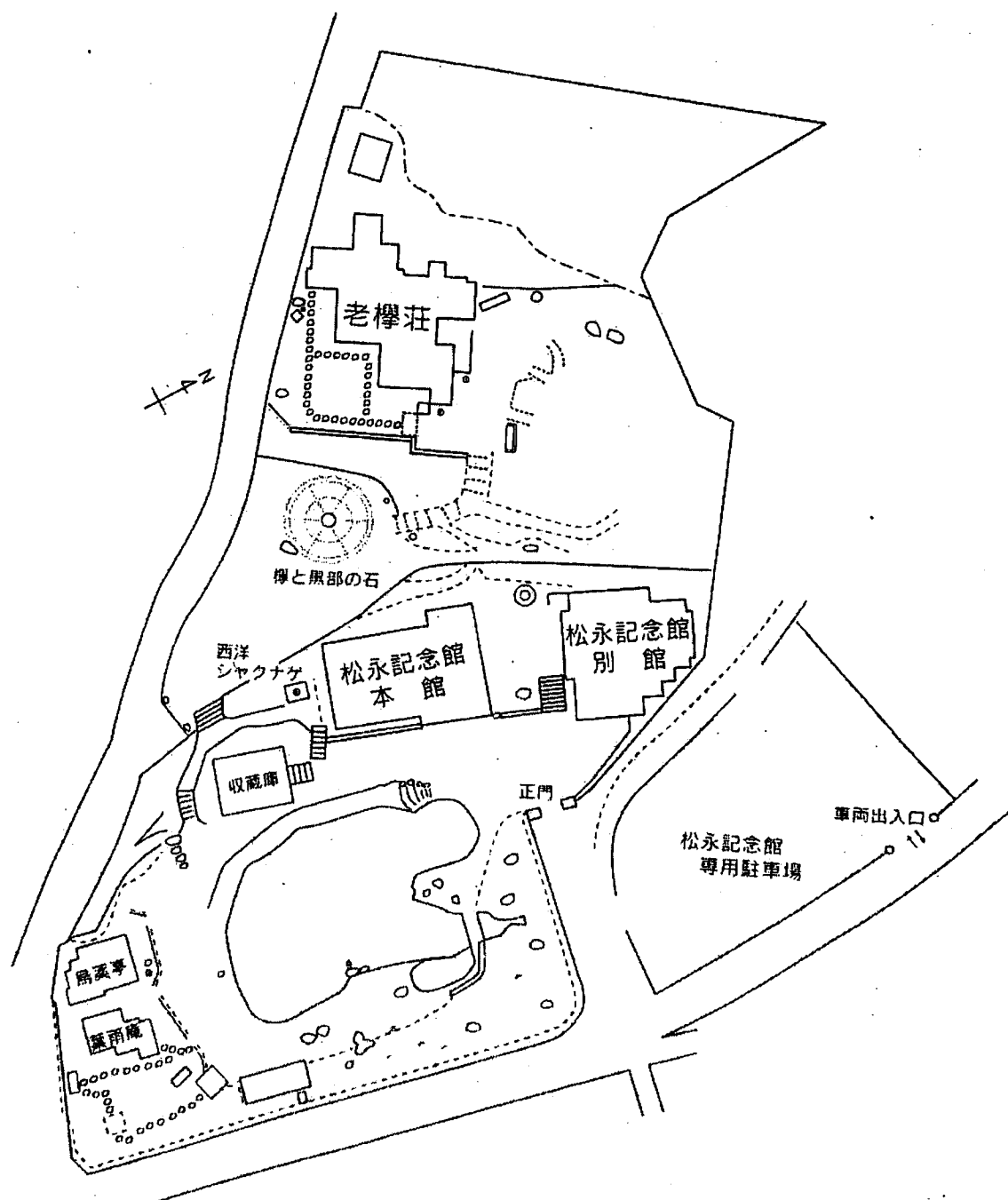
これらを踏まえ、現在、今後の松永記念館の有効活用、および、これを視野に入れた施設・庭園等の復元・改修・整備についての基本的な考え方や具体的な内容等について取りまとめを進めているところである。

本業務は、こうした松永記念館の有効活用に向けた復元・改修等の内容について、図面等の作成によって具体化し、今後実際に整備工事を進める上での検討材料とするため、基本設計等を実施するものである。

2 業務の内容

- (1) 施設（建物・庭園等）の現況調査
- (2) 同図面の作成（現況調査結果を反映）
- (3) 敷地の測量
- (4) 復元・改修・整備等の基本設計

松永記念館見取り図



国登録有形文化財「清閑亭」改修計画策定業務（案）

1 業務の概要

国登録有形文化財の清閑亭は、明治末期から大正初期にかけて建築されたものであり、建物の劣化が進んでいる。

今後、建物を活用していくためには、計画的な維持管理が必要であるが、建築当初からの図面等の資料が存在していないため、まずは現況の把握が必要になっている。

そこで、基礎的な資料収集のための現状調査を行うとともに、現状調査の成果をもとに、整備・活用に向けた課題抽出や条件整理、整備・活用の方策について検討するため、本業務を実施するものである。

2 業務内容

（１）敷地測量及び図面作成

（２）清閑亭建物現況・実測調査、現況図面の作成

（３）清閑亭建物の活用基本方針及び改修・補強計画の策定

「史跡小田原城跡 三の丸外郭清閑亭土塁」及び 「国登録有形文化財 清閑亭」の概要について

1 清閑亭土塁の概要

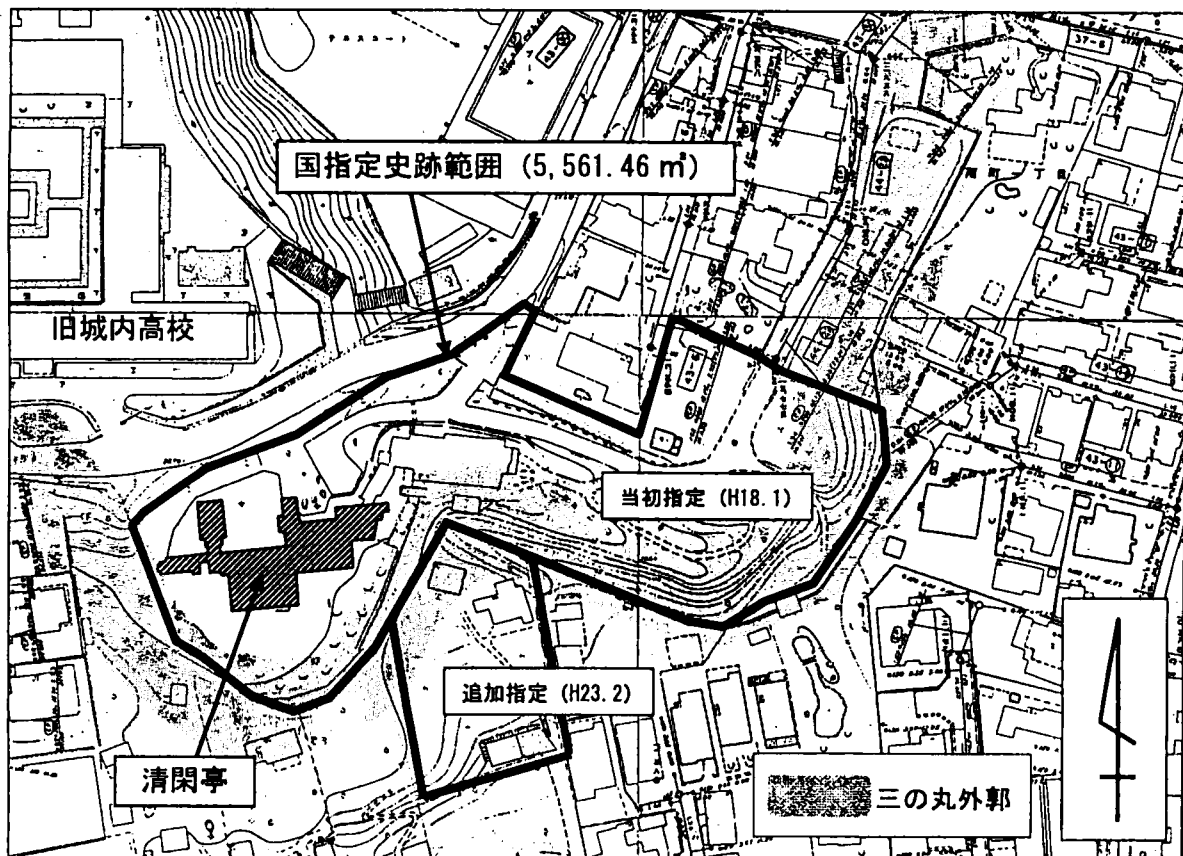
戦国時代の小田原城である「三の丸外郭」の南側の一面に位置し、敷地の南側一帯に土塁及び堀の法面の遺構がよく残っている。この土塁及び堀は、小峯御鐘ノ台大堀切、三の丸外郭新堀（アジアセンターODAWARA跡地付近）から続くもので、戦国時代に小田原北条氏が築いた重要な城郭遺構と位置づけられていた。

平成18年1月26日付けで国指定史跡に追加指定された後、平成20年1月25日付けで小田原市が第一生命保険相互会社から取得した。

2 清閑亭の概要

明治時代の政治家で貴族院副議長の黒田長成（くろだながしげ）が別荘として明治末期から大正初期に建築したもの。第一生命保険相互会社が大井本社の迎賓館用として取得した後、平成17年7月12日付けで国の登録有形文化財に登録される。

その後、市が第一生命保険から土塁を史跡として購入した際、建物については寄付を受けた。



三の丸外郭清閑亭土塁および国登録有形文化財清閑亭 位置図